

広報第120号
令和6年5月1日発行

月光川



西通川の桜並木



発行所 月光川土地改良区
責任者 理事長 石垣敏勝
遊佐町遊佐字京田36番地
☎ 代72-3131 FAX72-3142
gakkogawa@sanae.or.jp
HP <http://www.15.plala.or.jp/gakkougawa/>



令和5年度 通常総代会開催 全議案原案通り可決

理事長あいさつ

令和5年度通常総代会が、去る3月15日に庄内みどり農協遊佐支店を会場に開催されました。

開会に続き石垣理事長からあいさつが述べられ、来賓には庄内みどり農協田村代表理事組合長、佐藤遊佐町農業委員会会長のご臨席をいただき、御祝辞を賜りました。



総代定数40名中35名が出席。議長には第3選挙区の高橋讓総代が選出され、提案された報告案件一件、承認案件二件、議決案件十四件について慎重な審議が行われ、全議案が原案の通り承認、可決されました。

令和5年度通常総代会のご案内を申し上げます所、総代の皆様には年度末のお忙しい中、御出席をいただきありがとうございます。通常総代会の開催にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

はじめに、2月10日に遊佐町長時田博機氏のご逝去されました。時田氏は、遊佐地区土地改良事業推進協議会の最高顧問として、当土地改良区の土地改良事業の推進にご尽力をいただきました。ここに謹んでご冥福をお祈り申し上げます。

さて、今年の冬は近年にない少雪により、夏の渇水期などかんがい用水の確保が心配されます。まもなく農作業も始まりますが、今年一年自然災害もなく、豊穰の秋を迎えられることを願っております。

令和6年度、国の農業農村整備事業は、担い手の減少や高齢化により、農業機械等の先端技術の研究や機械導入による負担



軽減など、農作業の省力化が求められております。さらにスマート農業の発展と、農業・農村の強靱化に向けて効果的な生産基盤の強化を図るため、農業の成長産業化の実現と農業の活性化を進めることが重要であります。そのため、農地整備事業は水田の大区画化により農地の集積・集約化を進め、農業水利施設の保全管理や防災・減災対策事業など推進するため、6、240億円が確保される見込みとなっております。

当管内の農地整備事業は、令和5年度で5億2百万円の予算が追加配分となり、令和6年度の杉沢前田地区は調整池と大樽川の移設工事、当山2期地区で4・6ha、畑地区で9・5haの面工事を予定しております。また、かんがい排水事業の野沢地区は、来年度工事着工のための実施設計を予定しており、岩野地区も今年度事業採択見込みで

あり、実施設計を行う予定です。上戸地区は農地整備事業の調査事業を実施予定でありますので、関係地区の御協力をお願い申し上げます。今後、遊佐地区土地改良事業推進協議会と共に、管内の農業農村整備事業が順調に進捗できる様、農地整備事業予算の確保について国や県に要請したいと考えております。

さて、令和5年度一般会計予算の補正案件として、当山2期地区と野沢地区で、追加予算による事業費の確定と、管内基幹施設の電気料金について、電気料金高騰対策事業により、山形県と遊佐町から合わせて1千6百万円ほど補助金が交付され、一部積立金に返済する補正内容となっております。

次に、令和6年度一般会計予算について、管内の幹線用水路や基幹施設の老朽化も進んでおり、計画的に補修を行い長寿命化を図るため、経常賦課金は昨年と同額の10アル当たり3、800円の提案であります。各頭首工や揚水機場の電気料金は、燃料費高騰を見込んで3千5百万円の予算を計上した所であります。

また、今年度からかんばい事業区域において、突発的に起き

る幹線パイプラインの漏水事故や揚水機場などの補修工事を行うため、「月光川地区維持管理費」として10アール当たり1,000円の事業賦課金をお願いする事になりますので、ご理解をお願い申し上げます。

土地改良区賦課金について、昨年広報と一緒に組合員へのお知らせとして配布しましたが、令和6年度より、農業委員会で賃貸借契約を結んでいる水田の賦課金は、耕作者から納めていただく事になりますので、ご協力をお願い申し上げます。また、当土地改良区の令和5



年度の経常賦課金と特別賦課金について、徴収率が初めて100%となりました。本年度も同様な徴収結果となる様に努力して行きたいと思っております。

最後に、令和7年3月で総代と役員の任期が満了となります。令和3年3月に土地改良長期計画が見直され、土地改良区の役員について、男女共同参画により女性が農業経営や活動に参加できるように推進するため、当土地改良区でも令和7年度を目標に、女性理事の登用について理事会で検討を行っている所です。

今年度も業務の合理化と効率化を図りながら、組合員負担の軽減につながるよう努力して行きたいと考えておりますので、提案してまいります全案件につきまして、慎重審議をお願い申し上げます。挨拶いたします。

総代からの質問

遊佐町小規模土地改良事業を利用した人はいるのか。また、個人で申請する場合、金額の上限があるのか。(高橋正樹総代)

(答弁)

各集落の管理委員会等から申請してもらっています。遊佐町の補助率が40%で上限50万円ま



どとなります。集落から要望が無い場合は、土地改良区の施設補修を申請しております。

(事務局)

各地区ほ場の積立金について、施設が老朽化している事から維持管理に多大な金額がかかるため、積立をしていかなければならない事は理解しております。このまま積立を行っていけば残高は増える訳ですが、ある程度の金額になったら積立を止めるのか、今後の計画を教えてください。(齋藤誠喜総代)

(答弁)

各地区の積立金ですが、今後の維持管理を行うために、積立の必要性を各地区用排水調整委員会でも話しました。あくまでも各地区の積立ですので、改良区は各地区で積立したものを預かっているという事でご理解頂きたい。

事業に関しては、ストックマネジメント事業で工事をする際、

自己負担分の財源が確保されている事が前提であります。そのためにも事前に積立を行い、然るべき時に備える必要があります。現在、中山間区域においてほ場整備事業を行っていますが、いずれ平野部においても積立金を使用しながら地下排水工事を行い、組合員の作業負担の軽減と合わせ安全対策を図りたいと考えています。(理事長)



小水力発電事業会計の修繕引当資産積立について、故障した時のために積立てるのか、会計上毎年積立を行う必要があるのか。(土門正治総代)

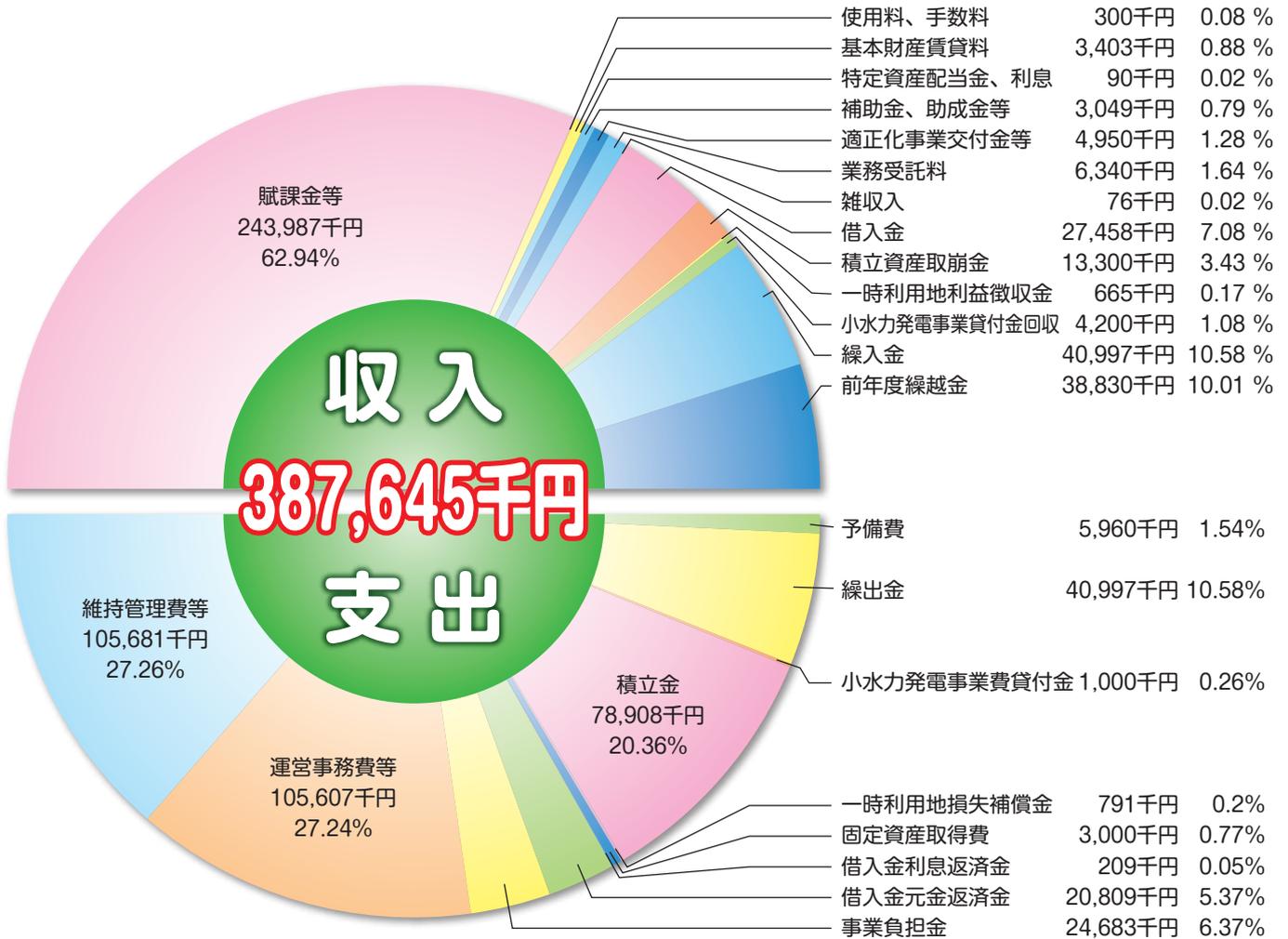
(答弁)

修繕引当資産積立支出については、修繕にしか使えない科目となります。積立を使わなかった場合は国庫返納の対象となります。修繕する際、積立で足りない場合は一般会計でも対応可能ですので、当面は積立を行わない方針です。(事務局)

令和6年度 予算の概要

一般会計

令和6年3月15日開催 通常総代会議決



(単位：千円)

事業地区名	収支予算額
一般会計	190,721
県営月光川地区かんがい排水事業会計	65,823
県営月光川左岸地区ほ場整備事業会計	22,086
県営月光川右岸地区・上流地区ほ場整備事業会計	10,897
県営高瀬川地区・洗沢川地区ほ場整備事業会計	17,362
県営月光川下流地区ほ場整備事業会計	23,144
県営たら林地区ほ場整備事業会計	2,373

事業地区名	収支予算額
県営杉沢前田地区ほ場整備事業会計	2,835
県営当山・畑地区ほ場整備事業会計	26,640
県営大楯地区ほ場整備事業会計	4,082
県営野沢地区水利施設整備事業会計	5,535
県営岩野地区水利施設整備事業会計	11,281
中山間地区維持管理事業会計	4,866
計	387,645

特別会計

(単位：千円)

会計名	収支予算額
小水力発電事業会計	13,002

令和6年度 一般会計の賦課額

(単位：円/10a)

経常賦課金		賦課額 3,800		納期	各地区の合計額 (経常+事業)	
				5月30日(木)		
県営月光川かんがい排水事業 事業賦課金 3,750	維持管理費 (月光川地区) 1,000	県営月光川左岸地区 ほ場整備事業	事業賦課金 3,550	10月30日(水)	12,100	
		県営月光川右岸・上流地区 ほ場整備事業	事業賦課金 3,550		12,100	
		県営高瀬川・洗沢川地区 ほ場整備事業	事業賦課金 3,600		12,150	
		県営月光川下流地区 ほ場整備事業	事業賦課金 600		16,800	
		県営たら林地区ほ場整備事業			事業賦課金 1,000	4,800
		中山間地区維持管理事業			事業賦課金 200	4,000
		8,250 償還金 7,650				

経常賦課金は前年度と同額
 月光川下流地区内の畑は上記償還金の80%負担
 月光川下流地区内の字うるしそねについては、上記償還金の33.6%負担

事業賦課金は耕作者の負担

令和6年度から、事業賦課金は耕作者に賦課します。賃貸借契約を結んでいても、土地改良区に届出がない場合は、これまで通り所有者へ賦課することになります。また秋に精算する契約としている場合は、届出は不要です。

月光川下流地区の償還金は、これまで通り所有者へ賦課します。(令和7年度で完済予定)

賦課金徴収率100%達成

令和5年度の賦課金を納入いただきありがとうございました。皆様のご理解とご協力により、全課目において100%納入されました。

令和6年度の賦課金についても、期日を確認の上、お忘れなく納入いただきますよう、お願いいたします。

令和6年度 決済金について

土地改良区区域内の田、畑を転用して地区除外する場合は、農地転用等の申請書並びに地区除外申請書の提出が必要です。関係地区の総代と現地調査の上、転用に対する意見書を交付します。その際、維持管理分と未償還金を決済金として納入していただくことになります。

土地改良区に申請を行わずそのままにしておくと、翌年度も賦課を課せられますのでご注意ください。

(単位：円/10a)

決済金	維持管理分	未償還金		
	76,000 〔経常賦課金の20カ年分〕	県営月光川下流地区ほ場整備事業		
		田	畑	字うるしそね
7,500		6,000	2,520	

令和6年度の主な事業

県営農地整備事業

1. 杉沢前田地区 換地業務
2. 当山2期地区 面工事(4.6ha)、調整水槽工
3. 大楯地区 換地業務
4. 畑地区 面工事(9.5ha)
5. 野沢地区 実施設計業務、調整水槽用地買収
6. 岩野地区 実施設計業務(R6新規採択)
7. 上戸地区 調査計画(計画設計事業)



土地改良施設維持管理適正化事業

【西通川揚水機場 除塵機整備補修】

〔工事概要〕

西通川揚水機場の除塵機は、竣工より30年以上が経過したこともあり、経年劣化による不具合が生じています。除塵機は河川から取水した用水のゴミを取り除く重要な設備であり、駆動部と配管の更新を行い、かんがい期の揚水運転に、万全を図るための整備補修を実施します。



遊佐町小規模土地改良事業

【舞台 管理道補修、野沢 取水設備補修】

〔工事概要：舞台地区〕

幹線用水路の管理道が一部崩落しており、維持管理に支障をきたしているため、補修及び再発防止対策を実施します。

〔工事概要：野沢地区〕

野沢地区の用水量向上を図るため、幹線用水路の取水施設の補修工事を実施します。

※遊佐町小規模土地改良事業とは、遊佐町から事業費の40%の補助を受けて実施する事業です。



大楯地区栽培実証ほ調査事業

大楯地区では、ほ場整備を契機に全面積を担い手3名へ集積し、高収益作物の作付を計画しております。

農業所得の向上を図るため、高収益作物として作付実績のある「にんにく」を転作作物として選定し、経営規模の拡大や安定した収益確保のため、営農部会を中心に栽培技術や課題について検討していくための「栽培実証ほ」を設置し、より実効性のある営農計画を支援する調査事業を取り組み、栽培技術の習得を目指します。

- ・面積 A=0.4ha
- ・作物 にんにく(在来種)
- ・内容 土作り、営農資材等の購入、実績・評価検討



県営月光川地区 かんがい排水事業 令和6年度 月光川土地改良区配水計画

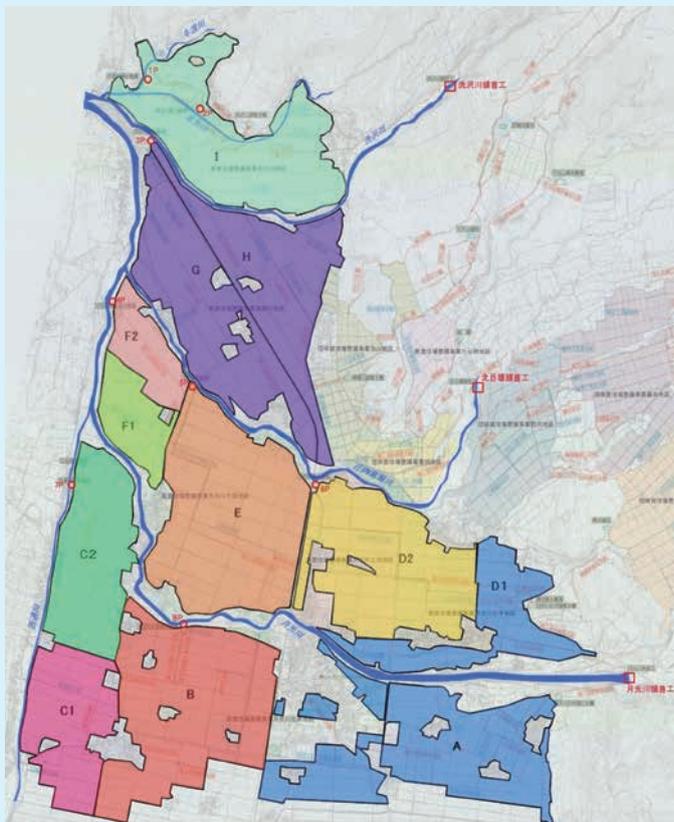
月光川土地改良区利水調整規程による、令和6年度配水計画を決定しましたのでお知らせいたします。管内の農業用水は河川法に基づく『許可水利権』の水利使用規則により取水し、配水計画を策定しております。

① 各施設における最大取水量及び取水期間

区分	期間 4月26日から 5月10日まで	5月11日から 9月5日まで	9月6日から 翌年4月25日まで	年間最大 取水量
月光川頭首工	3,687m ³ /s	3,176m ³ /s	0,894m ³ /s	44,690m ³ /s
第4号揚水機		0.112m ³ /s		
第5号揚水機		0.648m ³ /s		
第6号揚水機		0.210m ³ /s		
第7号揚水機		0.323m ³ /s		
第8号揚水機		0.732m ³ /s		
北目堰	0.779m ³ /s	0.657m ³ /s	0.150m ³ /s	8,410m ³ /s
第3号揚水機		0.177m ³ /s		
洗沢川頭首工	0.470m ³ /s	0.398m ³ /s	0.125m ³ /s	5,790m ³ /s
第1号揚水機		0.028m ³ /s		
第2号揚水機		0.216m ³ /s		

② 配水ブロック

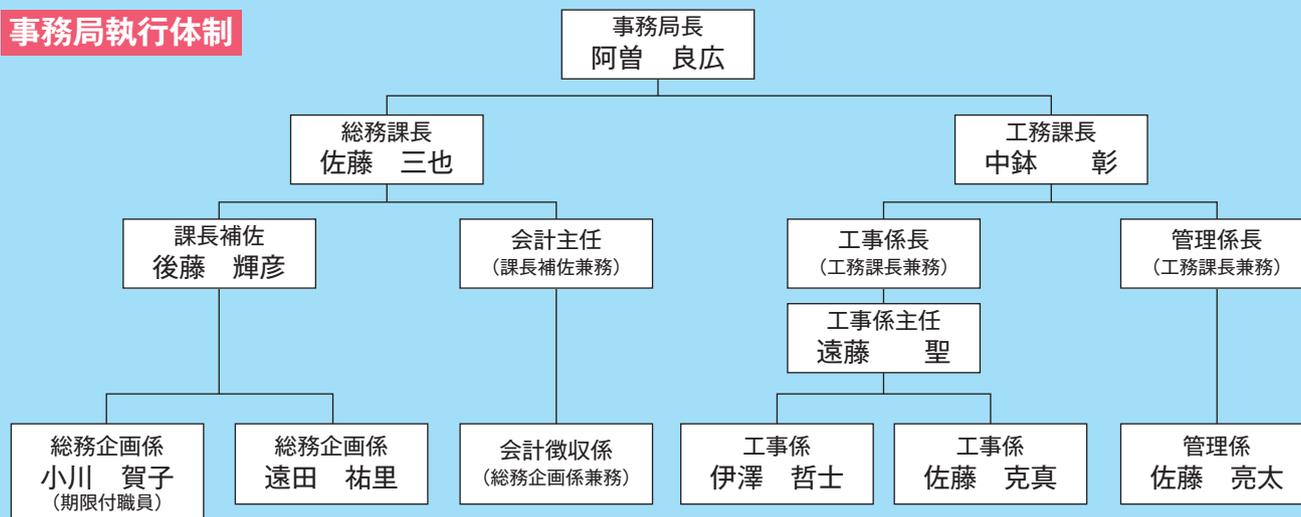
用排水調整委員会名	ブロック名	取水河川名
左岸地区用排水調整委員会	A、B、C1、C2	月光川、西通川
右岸上流地区用排水調整委員会	D1、D2	月光川、高瀬川
高瀬川洗沢川地区用排水調整委員会	G、H、I	高瀬川、洗沢川、滝瀬川、牛渡川
下流地区用排水調整委員会	E、F1、F2	月光川、高瀬川



令和5年度山形県農業水利施設電気料金高騰対策事業費補助金 令和5年度遊佐町農業水利施設電気料金高騰対策事業費補助金

令和5年度事業として、山形県及び遊佐町より、県営土地改良事業により造成された揚水機場等の、農業水利施設に係る電気料金の高騰に伴い、土地改良区の組合員負担の軽減を図ることを目的に、令和3年度と比較し超過した額の1/2に対し補助金の交付を受けております。

事務局執行体制



こんなときは必ず届出を

次の場合は土地改良区への届出が必要です。

- (1) 組合員の変更をしていただく場合
 - ・農地の売買、交換、贈与等を行なったとき。
 - ・貸借権の設定、解除の際に組合員を変更するとき。
 - ・農業者年金の受給などのため経営を移譲したとき。
 - ・組合員が亡くなられたとき。
- (2) 組合員の住所変更や口座振替の場合の名義変更または口座番号を変更したとき。
- (3) 土地改良区管理施設を他の目的に使用するとき。
- (4) 農地を転用するとき。
- (5) 公共事業等で農地が買収されたとき。
- (6) 賦課金を耕作者が納付するとき。

賦課金の耕作者納付を希望される方は、所有者と耕作者が合意の上で、農用地利用集積計画書の写しを添付して、土地改良区まで申請をお願いします。

尚、耕作権を解約した時、更新しない時は、届け出をお願いします。

(4)と(5)は、地目変更となるため決済金を納めていただくことになります。

※農業委員会、法務局等の手続きとは別に、土地改良区への届出(台帳等の修正の為)が必要です。

詳細は、土地改良区までお問い合わせください。

(☎72-3131)

ゴールデンウィーク 期間中の対応について

水が出ない、水圧が弱い、給水栓の破損の連絡は、

090-9037-4923

に電話してください。

当番職員が対応します。ただし、給水栓の破損については、業者さんの修理日が決まっているため、即日の修理が出来ない場合は、仮復旧で対応させていただきます。

滞納賦課金は新しい権利者が負担

滞納されている土地の権利を取得すると、土地改良法第42条（権利義務の継承及び決済）により新しい組合員が滞納賦課金を納付しなければなりません。売買する場合は、滞納賦課金があるかどうか、事前に土地改良区へ確認をお願い致します。

賦課金徴収にご理解を

土地改良区は組合員から納めていただく賦課金で運営されております。賦課金は公租公課にあたり、組合員には納入の義務があります。賦課金の未納がありますと、借入金の償還が出来なくなるなど健全な運営に支障が生ずるだけでなく、他の組合員にも迷惑をかけることとなります。納期まで納入できない方は、総務課までご相談ください。

あ と が き

2月の暖かさにつられて、軽トラのタイヤを普通タイヤに交換した。3月に入ると、まもなくして大雪になってしまった。またスタッドレスタイヤに交換する事に。

今年はいったいどんな年になるのかなど心配していたら、春と共に桜が咲き、鳥海山の恵みの水が田んぼを潤している。昨年高温障害を受けた分、今年が良い年になつてもらわないと困る。

そして、春と共に隣のネコも来るようになつた！1月に一度エサを与えてからだ。食べて帰るだけでなく、福を連れてくる事を願う今日この頃です。(高橋委員)



清流を守り育て 水と土ネット 月光川